⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

１）平成11年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下､「同種工事」という。)の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

次のａ～ｄの要件のいずれをも満たす橋梁の製作及び架設の施工実績を有すること。また、製作と架設が別契約の場合は合わせて１件の工事とみなす。

ａ　道路橋（A活荷重又はB活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

ｂ　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

ｃ　最大支間長が30m以上であること。

ｄ　架設工法が下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン(クローラクレーン)工法

・トラッククレーン(クローラクレーン)ステージング工法

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

３）建設業法の鋼構造物工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答)」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　６⑴１）の認定（６⑴１）の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴１）の認定を受けていない構成員が６⑴１）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、６⑴１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴１）の認定又は６⑴１）の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。)を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は､「平成26―27年度　那賀川大橋上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより入札参加者の指名を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

防医大㉖病棟改修建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成26年５月15日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長　渡邉　一浩

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11

１　工事名　防医大㉖病棟改修建築工事

２　工事場所　埼玉県所沢市ほか

３　工事概要　防衛医科大学校（埼玉県所沢市）における病棟改修等に係る建築及び土木工事、情報本部大井通信所（埼玉県ふじみ野市）における通信局舎新設に係る建築及び土木工事

⑴　防衛医科大学校

ア　病棟改修

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造
地上12階建て／地下１階

規模：建物延べ面積　約27,000㎡

改修範囲：７階から５階まで
約5,800㎡

撤去範囲：６階（床仕上げ）
５階（床、壁及び天井仕上げ）
４階（壁及び天井仕上げ）

工事内容：耐震補強、内装改修､外壁改修、撤去

イ　医学生舎（１期）改修

構造：鉄筋コンクリート造　４階建て
（一部平屋建て）

規模：建物延べ面積　約2,600㎡

工事内容：耐震補強、内装改修（一部)、外壁改修、屋上防水改修

ウ　医学生舎（２期）改修

構造：鉄筋コンクリート造　５階建て
（一部２階建て）

規模：建物延べ面積　約2,900㎡

工事内容：耐震補強、内装改修（一部)、外壁改修、屋上防水改修

エ　校舎改修

構造：鉄筋コンクリート造　３階建て

規模：建物延べ面積　約2,300㎡

工事内容：内装改修、外壁改修、屋上防水改修等

オ　渡り廊下新設

構造：鉄骨造　平屋建て

規模：建物延べ面積　約20㎡

カ　運動部室新設

構造：鉄骨造　平屋建て

規模：建物延べ面積　約300㎡

キ　テニスコート整備　一式

ク　附帯土木工事　一式

⑵　大井通信所

ア　通信局舎新設

構造：鉄筋コンクリート造　平屋建て

規模：建物延べ面積　約700㎡

イ　附帯土木工事　一式

４　工期　平成28年３月14日まで

ただし、防衛医科大学校において、病棟改修６階及び５階は平成27年11月30日まで、校舎改修、運動部室新設及びテニスコート整備は平成28年１月29日まで、医学生舎（２期）改修は平成27年９月30日まで、大井通信所において、通信局舎（外柵及び舗装工事を除く。)は平成27年10月30日までとする。

５　競争参加資格申請書の交付

⑴　交付期間　平成26年５月15日から平成26年７月31日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下｢行政機関の休日」という。)を除く毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時、平成26年７月31日は午後５時まで。

⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付は以下のとおり。

〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　北関東防衛局総務部契約課契約審査第１係　電話048―600―1800（内線2442又は2449)

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

６　申請書の提出

⑴　提出期間　平成26年５月15日から同年６月４日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。